

令和6年度 職員の給与の男女の差異に関する情報

特定事業主名：広島県

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.4%
全職員	84.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.2%
本庁課長相当職	100.1%
本庁課長補佐相当職	101.0%
本庁係長相当職	97.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.7%
31～35年	99.8%
26～30年	96.0%
21～25年	89.9%
16～20年	84.2%
11～15年	88.4%
6～10年	89.8%
1～5年	87.3%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員（以下「常勤職員」という。）では
・全体の男女比が6:4であるところ、給与水準が比較的高いと思われる勤続年数21年以上の職員での男女比が7:3となっており、相対的に男性の給与水準を押し上げている。
・扶養手当の受給者において、男性の占める割合が84%となっている。
・他職種に比べ給与水準が高い医師・歯科医師では、勤続年数20年以下の男女比が7:3となっており、相対的に男性の給与水準を押し上げている。
ことなどから、男女間の差異が生じている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員（以下「常勤職員以外の職員」という。）では、各種手当の支給が無いことなどにより職員間での差がつきにくいと、均衡した状態となっていると考えられる。
- 全職員でみると、常勤職員の給与水準は常勤職員以外の職員と比較して高く、常勤職員以外の職員では女性の割合が多いため、結果として女性の平均額を押し下げることとなっている。

【勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。】